

町有地分譲【上ノ岡】のお知らせ

【1】上ノ岡団地分譲概要

所 在	安芸郡田野町字上ノ岡
地 番	高知県安芸郡田野町4482番地30
面 積	210.32㎡（63.62坪）
価 格	1,908,600円

【2】分譲の条件等

- (1) 売買契約の翌日から4年間、町の承諾なく分譲土地を他の者に譲渡してはなりません。
- (2) 上記(1)及び契約条項に違反し、町が買い戻したときは、売買代金の20%相当額を違約金として支払わなくてはなりません。
- (3) 買い戻しの特約
 - ① この所有権移転登記には、5年間の買い戻し特約を付記します。
 - ② 上記(1)及び契約条項に違反したときは、売買代金から(2)に定める違約金を控除した額で買い戻されます。また、分譲対象者が支出した必要経費、有益費その他一切の費用は償還されません。
- (4) 購入予定者となっても、田野町の指定する日までに売買契約を締結しない場合、又は売買代金を支払わない場合は、購入予定者の資格を失うものとなります。

【3】申し込み方法

- (1) 申込者の資格
次の要件をすべて満たす者とする。
 - ① 分譲宅地に自ら居住する住宅を建設するために宅地を必要とする者。または、従業員や個人の住宅を建てるために宅地が必要な法人及び宅建業者。
 - ② 売買契約の日の翌日から4年以内に住宅の完成ができる者。
 - ③ 田野町内外を問わず、分譲宅地に住民登録できる者。※個人に限る
 - ④ 町税等の滞納がない者。
 - ⑤ 自治組織へ加入し、住民同士の交流が図れる者。
 - ⑥ 暴力団員等でない者。
- (2) 申し込みに必要な書類
田野町役場地域振興課までお問い合わせください。
 - ① 申込書
 - ② 住民票の写し（入居予定者全員のもの）
 - ③ 源泉徴収票又は所得証明書（すべての入居予定者の総収入額を証する書類）
 - ④ 居住市区町村発行の完納証明書（入居予定者全員のもの）
 - ⑤ 暴力団員等でない誓約書及び同意書（入居予定者全員のもの）

(3) 申込みの注意事項

- ① 申込書に虚偽の記載、又は不正な申し込み（目的が同じと認められる重複申込を含む）をした場合は、その申し込みは無効になります。

【4】 了解事項

- (1) 建築物の外壁等の面は、道路・隣接境界から1.0m以上離すものとする。
- (2) 分譲地への高層建物（10m以上）及び地下室の建築、又は大樹木の植込みはできないものとし、その他生垣等を設置する場合は周囲の環境に配慮すること。
- (3) 敷地の地盤調査等は購入者が行い、地盤高等敷地内の形状を変更する場合は、購入者において周辺関係者の同意を受けて行うものとする。
- (4) 分譲地内の電柱及び電線等は移転撤去できないものとする。
- (5) 騒音、振動、悪臭、ばい煙等公害発生のおそれのある施設、設備の設置を禁止する。
- (6) 希望区画については、事前に各区画の境界の位置関係及び環境等について、現地を十分確認のうえ申し込むものとする。申込受付後の希望区画の変更はできないものとする。

【5】 申し込み受付期間場所及び問い合わせ

申込み受付期間 令和7年3月3日（月）～3月28日（金）※応募多数の場合は抽選
午前8時30～午後5時15分（土、日を除く）（郵送の場合は当日消印有効とします。）
田野町役場 地域振興課 電話 0887-37-9316 田野町HP <http://tanocho.jp>

